

## 2021年度総会の参加について

理事会

2021年度総会を上記のとおり開催いたします。総会には、社員（すべての個人会員）が参加票を提出し、議決権の行使、または議決権行使の代理委任をしていただく必要があります。総会会場への出欠にかかわらず、個人会員全員が、別途（電磁的方法では4月中旬、郵送では4月下旬）送付する総会資料の議案を十分ご検討のうえ、電磁的方法（Web入力）または郵送された総会参加票への記入・返送によって、議案に対する賛否等の意思表示、または代理人への委任をください。

総会の成立には全社員（全個人会員）の3分の1以上の参加が必要です。総会会場に直接出席できない方も、Web入力あるいは参加票への記入・返送により、

総会に参加したことになります。個人会員の方は、必ずWeb入力あるいは総会参加票への記入・返送をお願いいたします。

なお、総会会場に出席した場合は、その場における意思表示が優先されます。

### 【個人会員について】

日本気象学会の会員（個人会員、団体会員、賛助会員、名誉会員）のうち、すべての個人会員が法人の社員として総会の議決権を有することになっています。

なお、2021年度の総会で議決権を有する個人会員の数は、4月9日（金）に確定いたします。